

美祢市婚活支援事業の概要について

結婚を希望する独身男女の結婚活動を支援するため、出会いの機会の創出を目的として実施するイベントを開催した団体に最大 10 万円を支援します。

1 補助対象者

市内に事務所を置く団体又はやまぐち結婚応援団の登録を受けている団体

2 補助対象事業

次に掲げる要件の全てを満たすものが対象となります。

- (1) 営利を目的としないものであること。
- (2) 令和 2 年 8 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に実施したものであること。
- (3) 20 歳以上の独身の者を対象とするものであること。
- (4) 参加予定者がおおむね 10 人以上のものであること。
- (5) 参加予定者の男女の比率に著しい差異が生じないものであること。
- (6) 参加予定者の半数以上が市内に居住する者又は市内に勤務する者であること。
- (7) 原則、市内の店舗、施設等を会場とすること。
- (8) 参加者を募集する際、美祢市婚活支援事業であることをチラシやウェブサイト等に明示していること。

3 補助対象経費

次に掲げるものが対象となります。

費目	補助対象経費
報償費	講師等の謝金(交通費及び弁当代を含む。)
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費(看板、のぼり、横断幕等を含む。景品、記念品等を除く。)
燃料費	借上車両、発電機等の燃料費
印刷製本費	チラシ、資料等の印刷費
通信運搬費	電話代、郵便料及び各種運搬費
手数料	振込手数料、各種申請手数料等
保険料	参加者、スタッフ等の保険料
広告料	新聞、テレビ等の広告費
委託料	会場、音響等の設営及び運営費等
使用料及び賃借料	会場・駐車場使用料、車両・機器・器具装置借上料等
その他	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めるもの

※備品購入費、人件費、参加者が消費する経費(飲食代、交通費、宿泊費、商品代等)及び交付対象とすることが社会通念上適正でないと認められる経費は、対象経費に含まれません。

4 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額。1件の補助対象事業につき、10万円を限度。

5 補助対象期間

令和2年8月1日から令和4年3月31日までの間に実施したイベント。

6 申請書類

- | |
|--------------------|
| (1) 結婚支援事業補助交付申請書 |
| (2) 事業計画書 |
| (3) 収支予算書 |
| (4) その他市長が必要と認める書類 |

7 成婚祝金

婚活支援事業の対象であるイベントに参加し、婚姻した者及びその補助事業を実施した団体に対し、成婚祝金を交付します。

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 成婚者 | 20,000円(成婚1組につき) |
| (2) 成婚団体 | 30,000円(成婚1組につき) |

◆対象となる成婚者

- (1) 補助対象事業に参加した日から3年以内に同一の補助対象事業の参加者と婚姻していること。
- (2) 夫婦共に市内に住所を有し、婚姻日から引き続き3年以上市内に居住する意思があること。
- (3) 過去において、本要綱に基づき成婚祝金の交付を受けたことがないこと。

◆対象となる団体

- (1) 交付対象団体が実施した補助対象事業の参加者が補助対象事業を実施した日から3年以内に同一の補助対象事業の参加者と婚姻していること。
- (2) 夫婦が共に市内に住所を有していること。